

16. 行政機関その他の苦情受付機関

上記以外にも市町村や国民健康保険団体連合会にも直接苦情を申立てることができます。

富士市役所 福祉総務課福祉指導室	富士市永田町1丁目100番地 電話番号 0545-55-2863
富士市役所 介護保険課	富士市永田町1丁目100番地 電話番号 0545-55-2767
国民健康保険団体連合会 介護保険課	静岡市春日町2-4-34 電話番号 054-253-5590

17. 事故発生時の対応

利用者に対する介護支援の提供により事故が発生した場合には、速やかに市町村、利用者の家族に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

年 月 日

(事業所)

居宅介護支援の提供にあたり、この説明書に基づいて重要事項を説明しました。

所在地 静岡県富士市吉原4丁目7番15号

事業者名 株式会社エフ・エム・シー

名称 居宅介護支援事業所ヒューマンヒルズ吉原

代表者 代表取締役 細谷実知博

説明者氏名 印

(利用者)

この説明書により、居宅介護支援に関する重要事項の説明を受けました。

住所

氏名 印

(代理人)

住所

氏名 印

居宅介護支援 重要事項説明書

1. 経営法人の概要

法人の名称	株式会社エフ・エム・シー
法人の所在地	横浜市青葉区あざみ野一丁目4番地3
電話番号	045-482-9811
ファックス番号	045-482-9812
代表者の役職氏名	代表取締役 細谷実知博
設立年月日	平成5年12月27日

2. 事業所の概要

事業所の種類	指定居宅介護支援事業所
介護保険事業所番号	2272303013
指定年月日	平成31年4月1日
事業所の名称	居宅介護支援事業所ヒューマンヒルズ吉原
事業所の所在地	静岡県富士市吉原4丁目7番15号
電話番号	0545-54-0555
ファックス番号	0545-51-8121
事業所長(管理者)	後藤 和美

3. 事業所の職員の概要

職 種	員数	勤務の体制	保有資格その他
管 理 者	1名	常勤兼務	主任介護支援専門員
介 護 支 援 専 門 員	1名	常勤兼務	主任介護支援専門員 (管理者と兼務)
介 護 支 援 専 門 員	2名以上	常勤専従	介護支援専門員・介護福祉士・社会福祉士 介護支援専門員・介護福祉士

4. 同一所在地であわせて実施する事業

事業の種類	事業者指定年月日	指定番号	通所介護の定員
地域密着型通所介護	平成31年4月1日	2292300668	18
訪問介護	平成31年4月1日	2272303013	---

5. サービス提供日及び時間

サービス提供日	月曜日～金曜日（土・日曜日、祝日、12/30～1/3は休業）
サービス提供時間	午前8：30～午後5：30

サービス提供日・提供時間以外でも、携帯電話等で介護支援専門員へ常時連絡できる体制を整えています。

6. 居宅介護支援事業所の運営の方針

事業所の介護支援専門員が要介護状態にある利用者に対し、誠実に、適正な居宅介護支援を提供することを目的とする。

7. 事業所が提供するサービスと利用料金

提供サービス（別紙2参照）
要介護認定の申請代行
居宅介護サービス計画の立案
他事業所との連絡調整
サービス実施状況の把握と評価
その他、在宅介護における相談等

利用者は居宅サービス計画に位置付ける居宅サービス事業所について、複数の事業所の紹介を受け選択をすることができます。又、当該事業所を居宅サービス計画に位置付けた理由を、ケアマネジャーに求めることができます。

前6月間に作成された居宅サービス計画書の総数のうちに、訪問介護・通所介護・地域密着型通所介護・福祉用具貸与がそれぞれ位置付けられた居宅サービス計画が占める割合、および前6月間に当事業所において作成された居宅サービス計画に位置付けられた訪問介護・通所介護・地域密着型通所介護・福祉用具貸与ごとの、同一サービス事業所によって提供されたものが占める割合について、別紙にて説明いたします。

介護・医療の連携のために、利用者は医療機関へ入院した際に、主治医に担当介護支援専門員の所属と氏名を伝えてください。

居宅介護支援サービス（介護保険適用部分別紙1参照）に際し、介護保険制度から全額給付されるので自己負担はございません。介護保険適用の場合でも、保険料の滞納等により、支援事業者へ直接介護保険給付が行われない場合があります。その場合、ご利用様は1ヵ月につき介護保険で定める10割の利用料をお支払い下さい。利用料のお支払いと引き換えに居宅介護支援提供証明書と領収書を発行いたします。

また、介護保険の給付の範囲を超えたサービスにつきましては全額自己負担となります。

8. 虐待防止について

利用者の人権擁護等、虐待防止の観点から、必要な職員研修を実施すると共に関係医療機関等との連携を図ります。

9. 身体的拘束等について

利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為を行いません。身体拘束等を行う場合は、身体拘束を行った日時、理由及び態様等についての記録を行います。

10. 感染症対策について

事業所において感染症が発生し、または、まん延しないように必要な措置を講じます。

11. 業務継続計画について

感染症や自然災害が発生した場合も業務継続に向け、必要な措置を講じます。

12. ハラスメント行為防止について

適切な居宅介護支援及び介護ケアマネジメントの提供を確保する観点からハラスメント行為への対策を講じます。

13. 介護保険の給付対象とならないサービス

種類	内容及び金額
交通費	通常の実施地域以外 1キロメートルあたり50円
その他	実費

14. 訪問にかかる交通費

通常の実施地域	富士市	無料
その他の地域	富士宮市、沼津市等	1キロメートルあたり50円

15. キャンセル料

キャンセル料は発生いたしません。キャンセルの際は事前にご一報下さい。

16. 苦情の受付対応窓口

サービスを利用される方はサービスの提供について苦情を申立てることができます。当事業所に苦情を申立てたことにより、何ら差別の待遇を受けることはありません。

苦情受付窓口（担当者）	後藤和美	
受付時間	事務所 月曜～金曜 8：30～17：30	TEL：0545-54-0555